

平成 27 年 8 月 24 日

安曇野市教育委員会

平成 27 年 8 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

<b>議案第1号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年8月24日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当)藤森 智

タイトル	安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
決定を要する事項の内容	規則の新設に対する協議
要旨	<p>安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の附則（施行期日）において、条例の施行期日を教育委員会規則により定めるものとされたことによるもの（法規審査委員会）。</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日までの間において<u>教育委員会規則で定める日から施行する</u>。ただし、第6条第1項第1号及び別表第1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。      （適用区分）</p> <p>2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成28年4月1日以後の公民館の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p>
説明	安曇野市公民館条例の一部を改正する条例について、第6条の公民館の休館日及び別表第1の堀金公民館の位置については施行期日を平成28年4月1日としました。別表2における会議室使用料等については、平成28年4月分の使用申請書の提出が平成28年3月から始まるため、施行期日を平成28年3月1日と定める規則が必要とされたことによるもの。

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例（平成 27 年安曇野市条例第●号）の施行期  
日は、平成 28 年 3 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<b>議案第2号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年8月24日提出	(課長)蓮井昭夫 (担当)久保田剛生

タイトル	安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例及び安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
決定を要する事項の内容	規則の新設に対する協議
要旨	<p>安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例及び安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例の附則(施行期日)において、条例の施行期日を教育委員会規則により定めるものとされたことによるもの（法規審査委員会）。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日までの間において<u>教育委員会規則で定める日から施行する</u>。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。</p>
説明	安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例及び安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例について、改正後の使用料等は平成28年4月1日以後の適用となります。平成28年4月分の体育施設の使用申請書の提出が平成28年2月から始まるため、施行期日を平成28年1月1日と定める規則が必要となったことによるもの。

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例及び安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例及び安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第●号）及び安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第●号）の施行期日は、平成28年1月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<b>議案第3号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年8月24日提出	(課長)蓮井昭夫 (担当)久保田剛生

タイトル	安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に対する協議
要旨	<p>安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則第2条で引用している「安曇野市体育施設条例」の条項等の改正に伴う改正を行うもの。</p> <p>1 第2条の改正</p> <p>(1) 「第5条第4項」について 引用する条項が、第5条第3項から第5条第4項に繰り下げられたことによるもの。</p> <p>(2) 「使用時間及び開館時間」について 「開場時間」から「使用時間及び開館時間」に改正。</p>
説明	<p>【参考資料】安曇野市体育施設条例の一部改正 (<u>使用時間及び開館時間</u>)</p> <p>第5条</p> <p>4 指定体育施設にあっては、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、<u>使用時間（安曇野市穂高プールは開場時間。）及び開館時間</u>を変更することができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。</p>

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部を改正する規則

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則（平成18年8月23日教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第3項」を「「第5条第4項」に、「開場時間」を「使用時間及び開館時間」に改める。

附 則

この規則は、安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第●号）の施行の日から施行する。

○安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則（平成18年8月23日教育委員会規則第26号）の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
(開場時間等) 第2条 条例第3条の規定によりゴルフ場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、条例 <u>第5条第4項</u> の規定による <u>使用時間及び開館時間</u> の変更又は条例第6条第3項の規定による休場日の変更若しくは臨時に休場日を定める場合は、あらかじめゴルフ場その他適当な場所にその旨を提示しなければならない。	(開場時間等) 第2条 条例第3条の規定によりゴルフ場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、条例 <u>第5条第3項</u> の規定による <u>開場時間</u> の変更又は条例第6条第3項の規定による休場日の変更若しくは臨時に休場日を定める場合は、あらかじめゴルフ場その他適当な場所にその旨を提示しなければならない。

<b>議案第4号</b>	教育部 学校教育課
平成27年8月24提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 藤澤 一渡

タイトル	平成28年度に使用する安曇野市立小中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について
決定を要する事項の内容	教科用図書を採択することについての協議
要旨	<p>学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学級用）」という。）の採択にあたっては、採択権者である市町村教育委員会は、特別支援学級の児童生徒に最もふさわしい内容の図書を毎年採択することができるとされています。</p> <p>安曇野市立小中学校から使用希望のあった平成28年度に使用する一般図書（別紙）の採択について協議するものです。</p> <p>教科用図書採択案（別紙）</p>
説明	<p>参考資料</p> <p>1. 特別支援学級で使用する教科書の採択について（別紙）</p>

平成 28 年度に特別支援学級で使用する教科用図書採択（案）  
(学校教育法附則第 9 条に定める教科書)

番号	発行者名	図書名	単価(円)	使用児童数	備考
1	株式会社 同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編 1 (改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音)	1,100	1名	図書コード付一般図書
2	株式会社 評論社	スカーリーおじさんの はたらく人たち	1,700	1名	図書コード付一般図書
3	株式会社 福音館書店	安野光雅の絵本 はじめてであうすうがくの絵本 2	1,600	1名	図書コード付一般図書
4	株式会社 福音館書店	福音館の科学シリーズ 昆虫ちいさななかまたち	1,500	1名	図書コード付一般図書
5	株式会社 永岡書店	リズムにあわせてうたいながらたたこう たいこでドン！ドン！スペシャル	1,560	1名	図書コード付一般図書

〈対象児童〉

児童数	現学年	障害等の状況	就学指導委員会の判定	使用希望教科	希望理由
1名	3年生	ダウン症候群 療育手帳 B1	特別支援学級	国語、算数、理科、社会、音楽	国語はひらがなの拾い読み、算数は 20 までの数唱ができる状況。 絵や写真を手掛かりにしたり、実際に歩いたり栽培活動をしたりしながら学んでいる状況であり、下学年の教科書では対応が困難なため。

## [参考資料] 特別支援学級で使用する教科書の採択について

(教科書採択事務取扱要領—平成3年3月文部省初等中等教育局—の要約)

### 1 採択の原則

小・中学校において、学校教育法第附則第9条の規定による教科書の使用が認められるのは、特別支援学級のみである。この規定による教科書については毎年度採択替えを行うことができる。

学校教育法附則第9条、同法施行規則第73条の19、20の規定により、特別の教育課程による場合において、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている。

この場合にも、市町村の教育委員会及び国立、私立の小・中学校の校長は、都道府県教育委員会の指導助言等により、十分調査研究を行い、適切な教科書の採択に努めることが必要である。

また、特別支援学級においても検定教科書を使用する場合は、その採択地区内のものと同一のものを採択することとなる。

### 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の留意事項

- (1) 小学校又は中学校における特別支援学級において特別の教育課程による場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考とする。
- (2) 特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、原則として、下学年用の検定教科書又は特別支援学校（知的障害教育）用の文部科学省著作教科書を採択することが望ましい。
- (3) 知的障害者のための特別支援学級における主要な教科用図書の使用の形態（例示）は、次の図のとおりである。

○小学校 特別支援学級（知的障害教育）

1年	6年
（一般図書）	同学年又は下学年用の検定教科書

○中学校 特別支援学級（知的障害教育）

1年	3年
（一般図書）	同学年又は下学年用の検定教科書

1年	6年
（一般図書）	特別支援学校（知的障害教育）用 文部科学省著作教科書

1年	3年
（一般図書）	特別支援学校（知的障害教育）用 文部科学省著作教科書

- (4) 小学校の特別支援学級において特別支援学校（知的障害教育）用文部省著作教科書を使用する場合は、特別支援学校（知的障害教育）小学部と同様の使用法を原則とし、中学部のものを小学校で使用するような形態は、極めて軽度の知的障害児童を対象とする学級等を除き、認められない。

また、特別支援学級において下学年用の検定教科書を使用する場合は、中学校の特別支援学級において小学校用の検定教科書を使用する場合を含め、当該採択地区内の小学校又は中学校で使用されている教科書と同一のものを使用すべきである。

- (5) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、必ずしも1種の教科書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ従前と同様に、教科の主たる教材として適切な教科用図書を採択することができる。
- (6) 知的障害者を教育する特別支援学校等において検定教科書及び文部科学省著作教科書以外の一般市販図書を採択する場合には、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する必要がある。

(平成28年度使用教科書の採択事務処理等について

-平成27年4月文部科学省初等中等教育局- )

## 2 一般図書の採択について

- (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに小・中学校特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
- (2) 義務教育諸学校における一般図書の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①から⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成26年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）
  - ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のこと。
  - ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
  - ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
  - ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
  - ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
  - ⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

<b>議案第5号</b>	教育部 文化課
平成27年8月24日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 西山 直幸

タイトル	安曇野市新市立博物館構想の策定について
決定を要する事項の内容	博物館構想（案）についての協議
要旨	<p>安曇野市新市立博物館構想策定委員からの提言を基に、安曇野市文化振興計画に規定する文化芸術施設の整備・充実を図るための計画「安曇野市新市立博物館構想」（案）を策定する。</p> <p><b>資料1</b> (別冊)</p> <p>『新市立博物館』の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新市立博物館を向こう15～20年計画で造る。 (諸条件がすべて整えば特例債利用の5年計画も検討する)</li> <li>◆それまでの間、以下の条件の整備を進める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊科郷土博物館の改修（耐震、空調等）</li> <li>・臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館等の統廃合を図る。 (基本的には新市立博物館に統合する)</li> <li>・博物館準備室を設置し、学芸員活動と収蔵の場所を確保する。</li> <li>・学芸員体制の充実を図る。</li> <li>・文書館の設置を進める。</li> </ul> </li> </ul>
説明	<p>安曇野市新市立博物館構想は、平成23年に策定された文化振興計画における施策のひとつである「文化芸術施設の整備・充実」を具体化することを目的に策定するもので、昨年6月に「新市立博物館構想策定委員会」を設置し、委員より計画の策定に係る提言をいただいた。</p> <p>また、府内においては、関係部署による府内会議、学芸委員を持ついる職員による関係者会議を設置し、調査、研究を重ねた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会 9回開催</li> <li>・府内会議 3回開催</li> <li>・関係者会議 7回開催</li> </ul> <p>※詳細の経過については<b>資料2</b>のとおり。</p> <p>※策定委員は<b>資料3</b>のとおり。</p>

## 安曇野市新市立博物館構想策定委員会、庁内会議、関係者会議 経過

会議名	日付	議題
教育委員会 第1回臨時会	平成26年5月7日(木)	○安曇野市新市立博物館構想の策定について ・庁内会議の設置、委託業者の選定、策定委員会の設置
第1回庁内会議	平成26年8月1日(金)	○設立経過、主旨、設置要綱 ○博物館の現状と課題 ○新市立博物館構想原案 ○今後の進め方
第1回関係者会議	9月10日(水)	○経過説明 ○各館の現状と課題(各館より報告) ○博物館構想に対する要望、意見 ○今後の進め方
第1回策定委員会	10月29日(水)	○設立経過・主旨・設置要綱 ○博物館施設の現状 ○今後の進め方 ○現地視察(市内施設)
第2回策定委員会	11月18日(火)	○現地視察(市内施設)
第2回関係者会議	12月10日(水)	○博物館等に関わる要素の整理
第3回関係者会議	平成27年1月8日(木)	○博物館等各館の位置づけ、要素の整理
第3回策定委員会	1月15日(木)	○博物館が目指す方向性と要素
第4回策定委員会	2月19日(木)	○施設の整備方針
第5回策定委員会	4月23日(木)	○博物館・美術館の利用継続性の評価結果 ○新市立博物館・その他施設の整備方針 ○市民アンケート調査
第2回庁内会議	5月18日(月)	○策定委員会第3回～5回のまとめ ○博物館・美術館の利用継続性の評定結果 ○新市立博物館とその他施設の整備方針 ○新市立博物館構想・検討シート ○市民アンケート調査
第4回関係者会議	5月22日(金)	○新市立博物館構想策定委員会における協議内容(報告) ○各館の位置づけ・施設整備

第6回委員会	5月28日(木)	○施設整備 ○構想書(案)
第5回関係者会議	6月3日(水)	○新市立博物館構想書(案)
第6回関係者会議	6月12日(金)	○同上
第7回策定委員会	6月23日(火)	○構想書(案) ○建築費用(非公開)
第7回関係者会議	6月30日(火)	○新市立博物館構想書(案)
第8回策定委員会	7月23日(木)	○アンケート調査結果 ○提言(案) ○構想書(案) ○建設候補地・建築費用(非公開)
第3回庁内会議	8月4日(火)	○市民アンケート調査結果 ○策定委員会・提言(案) ○構想書(案) ○建設候補地・建築費用
第9回策定委員会	8月20日(木)	○構想書(案)

### 資料3

#### 安曇野市新市立博物館構想策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所属・職位(H26/10現在)
委員長	笹本 正治	信州大学人文学部・教授
副委員長	石田 益雄	文化財保護審議会・委員
委 員	福島 正樹	長野県立歴史館・館員
	小林 みさ枝	豊科北小学校・教頭
	平田 米子	社会教育委員
	浅見 郁子	明科公民館・館長
	滝沢 知子	博物館協議会・副会長
	浅川 行雄	環境審議会・委員
	小椋 緑	識見者
	酒井 倫子	絵本美術館&コテージ森のおうち・館長
	大月 公男	(財) 安曇野文化財団・事務局長
	西垣 信吾	公募委員

<b>議案第 6 号</b>	教育部 学校教育課
平成 27 年 8 月 24 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

タイトル	安曇野市教育大綱の策定について						
決定を要する事項の内容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての協議						
要旨	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、地方公共団体の長による教育に関する総合的な施策の「大綱」の策定と、総合教育会議の設置が義務付けられました。</p> <p>本市における教育の基本方針は、平成 22 年 9 月に「安曇野市の教育(教育基本計画)」(平成 22 年度～平成 25 年度)を定め、平成 25 年度に見直しを行い平成 28 年 3 月 31 までの計画としておりますが、平成 27 年 5 月に行つた総合教育会議において「安曇野市の教育」について必要な事項を見直し、安曇野市における教育大綱とすることが承認されました。</p> <p>○安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)別紙</p>						
説明	<p><b>【教育大綱に盛り込むべきこと】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">教育大綱とは</td> <td>地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので詳細な施策について策定することまでは求めていない。  また、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定める。</td> </tr> <tr> <td>期間について</td> <td>地方公共団体の長の任期が 4 年、国の教育振興計画の対象期間が 5 年(平成 25 年度～29 年度)、4～5 年の程度を想定 ※安曇野市においては、第 1 次総合計画が平成 25 年度～平成 29 年度とされていることから、平成 28 年度中の再見直しを前提に、平成 30 年 3 月 31 日までの対応を前提とする。</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>(長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針)  学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等 (その他) 教科書採択の方針、教職員の人事異動等の基準等</td> </tr> </table>	教育大綱とは	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので詳細な施策について策定することまでは求めていない。  また、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定める。	期間について	地方公共団体の長の任期が 4 年、国の教育振興計画の対象期間が 5 年(平成 25 年度～29 年度)、4～5 年の程度を想定 ※安曇野市においては、第 1 次総合計画が平成 25 年度～平成 29 年度とされていることから、平成 28 年度中の再見直しを前提に、平成 30 年 3 月 31 日までの対応を前提とする。	記載事項	(長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針)  学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等 (その他) 教科書採択の方針、教職員の人事異動等の基準等
教育大綱とは	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので詳細な施策について策定することまでは求めていない。  また、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定める。						
期間について	地方公共団体の長の任期が 4 年、国の教育振興計画の対象期間が 5 年(平成 25 年度～29 年度)、4～5 年の程度を想定 ※安曇野市においては、第 1 次総合計画が平成 25 年度～平成 29 年度とされていることから、平成 28 年度中の再見直しを前提に、平成 30 年 3 月 31 日までの対応を前提とする。						
記載事項	(長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針)  学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等 (その他) 教科書採択の方針、教職員の人事異動等の基準等						

## 1 教育方針安曇野市教育大綱 「安曇野市の教育」

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(以下「本大綱」)「安曇野市の教育(教育基本計画)」(以下「本計画」)は、安曇野市のまちづくりの基本理念である安曇野市民憲章のもと、次に掲げる教育指針に従い、各領域の到達目標を「教育目標」として定め、学校教育、家庭教育、幼児期の教育・保育、生涯学習、スポーツ振興、文化振興、図書館、それぞれの教育目標と行動計画を示したものです。達成のために行う具体的行為を「行動計画」として掲げました。

本計画大綱の実施期間は、施行策定から平成30年3月31日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

### 教育指針

北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りをもち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。

#### ＜教育指針の解説＞

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、縄文時代からの原始から現代に至る長い歴史の中で培われてきた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市の教育においては、幼児期から高齢期に至るまであらゆる年代においての市民が、安曇野の本市の最大の特長を理解し、これを誇りをもつことがができる市民に育つことを大目標により、生涯にわたり積極的な教育活動を展開します。に学び続けることを目指します。

まず、「豊かな自然」とは、先人の努力により、自然と人が共生する中で創り出された北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く(人々が生活している)田園やわさび畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え(伝説)をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことを言います。また、「明日を切り拓くたくましい力とおもいやり」とは、安曇野で教育を受けた市民の活動が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創るために必要なことを意味し、「たくましい力と思いやり」とは、健全な精神をもち、お互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心ゆたかな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

「安曇野市の教育」-わたしたちは、全ての市民がこれらの目標教育指針を目指してに向かっていつでも進むことができる力強く歩み続けるよう、教育環境をつくりづくりを支援、推進します。

## 1 学校教育 ※いじめ対策追加(検討)

### ○ 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育～高い志を持って努力する子どもたちに～ **教育目標**

安曇野市では、子どもたちの**育成を育む**環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、**地域の人々をいつでも温かくお迎えできる**、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一緒に連携体制の構築を図り、多様な形態の**教員学校**支援を行なながら、教員が一人ひとりの子どもと**直接向き合**う時間の充実を図ります。

さらに、**子ども達に大人との関わりを通じ、学習指導要領の理念である**で目指している「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

- ◇基礎・基本を確実に身につけ、**どのように**社会が**どのように**変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- ◇自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を**育成する**。
- ◇たくましく生きるための健康や体力を増進する。
- ◇**学習指導要領の理念実現のために必要で充分な授業時間数を確保する。**

### 行動計画

[小中学校共通の行動計画]

#### (1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ①少人数学級や小集団学習の推進
- ②ICTの活用などによる協働型・雙方向型学習の推進**情報機器を活用した教育の推進**

#### (2) 学びあう学ぶ姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ①②全領域の学習における**学ぶ態度**学びあう主体的に学ぶ姿勢・態度の育成
- ②③総合的な学習の時間の充実
- ③④キャリア教育の推進
- ④③地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化

#### (3) 特色ある学校づくりの推進

- ①地域に開かれた学校づくりの推進
- ②児童・生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進

#### (4) 英語教育の実践と強化充実と実践

- ①ALT、日本人英語指導員・助手を活用した英語教育の**強化充実**と実践
- ②海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進
- ③海外ホームステイ事業の実施

#### (5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ①スクールサポート事業の展開による**学習支援**、**子ども安全対策等**学校支援プログラムで△の支援活動の推進**及び**安曇野市ならでの信州型コミュニティスクールの**推進構築**
- ②特別支援教育の充実
- ③障がいをもつ生徒・児童の就学支援活動の推進
- ④**不登校児童・生徒への支援体制の強化**及び中間教室の活用と充実

#### 要検討一標記について

「学びあう(合う)」「学ぶ」「主体的に学ぶ」

- ⑤教育相談の活用と充実
  - ⑥適応指導による適切な就学への支援
  - ⑦いじめ防止・、不登校児童・生徒への支援 (重大事案への対処)
  - ⑧学校教育指導員・心の相談員の配置
  - ⑨就学相談委員会の充実
- (6) 食育の推進による児童・生徒の育成
- ①地産地消の推進
  - ②食文化の伝統伝承
  - ③食農教育の推進充実又は実践などによる食を考える教育の推進
- (7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実
- ①地域教育協議会による学校評価学校運営の理解と参画、学校支援や学校自己評価の活用
  - ②『家庭学習のすすめ』や各校の『家庭学習の手引き』の活用による家庭学習の定着充実と自ら学ぶ態度の形成
- (8) 子どもの安全確保策の充実
- ①子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
  - ②青色パトロールカーを使った巡回による安全の確保体験活動の推進
  - ③地域での子どもの安全を守る関係団体連絡会の推進との連携強化
- (9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討
- ①防災教育の推進
  - ②状況に応じた避難訓練の実施
  - ③学校備蓄品の確保
  - ④学校施設の耐震化(体育館等非構造部材等)の推進

#### [小学校教育の行動計画]

##### (1) 児童の育成

- ①学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
- ②郷土の伝統・文化に進んで係わり関わり、正しく理解すること
- ③進んで国際協調の精神を養うこと
- ④生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
- ⑤国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
- ⑥数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
- ⑦自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
- ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
- ⑨日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

#### [中学校教育の行動計画]

##### (1) 生徒の育成

- ①小学校における教育目標を発展させ、国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと
- ②社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に応じて将来

の進路を選択できる能力を養うこと

③学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養うこと

## (2) 市内高校との連携・支援

①生徒数の減少や都市集中化で定数割れの心配がある等の課題に対応していくため、中学校と高校間の交流や職員間の連携による理解と協力の関係を構築する。中高の連携を強化すること

②地元高校△との地域交流を通して、市民の高等学校への関心を深めること

## 2 家庭教育

○ 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育

○ 愛情としつけを通して乳幼児の成長のもともと最も基礎となる心の基盤を形成する家庭教育  
**教育目標**

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育てる

### 行動計画

(1) 家庭教育を充実するためにの保護者への支援

①子育て関係者△への子育てのための学習機会の提供

②子育てに関する情報提供

## 3 幼児期の教育・保育幼児教育

○ 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児教育期の教育・保育

○ 子ども・子育て支援事業計画による、福祉・教育の連携した幼児教育期の教育・保育

### 教育目標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりをもったのあるたくましく生きる子どもを育てる

行動計画 ※就学前教育を含め、福祉部所管としたことによる見直し(協議)

### (1) 幼児の育成

①主体性・創造性を持った子ども

②体・心・知恵のバランスがとれている子ども

③群れて元気に遊ぶ子ども

④思いやりのある子ども

⑤安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいける子ども

### (2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築

①幼保△の連携

②幼児教育の必要性の発信

③子育て相談・支援

### (3) 教育・保育環境関連施設の充実

①幼稚園、保育所の施設及び設備の充実を図るとともに、認定こども園の普及に努める

## 4 生涯学習 ※生涯学習推進計画との整合性の為修正

○共に学びあいながら生きがいを深める社会教育(生涯学習)

○ あなたが主役 ともに創ろう ともに学び ともに支え合う 生涯学習のまち

## 教育目標

だれでも、いつでも気軽に学べるまちづくりと「学び」の成果が活かされるまちづくり

「だれでも、いつでも、気軽に学べるまちづくり」と「学びの成果が活かされるまちづくり」

## 行動計画

### (1) 生涯の各段階に応じた学習機会の充実

- ①子どもの成長支援講座の充実、子育て相談体制の充実及び関係機関との連携
- ②青少年期の育ちの場の充実、生きる力を育む環境整備及び健全育成のための連携強化
- ③成人期の趣味や教養及び仕事などにも役立つ学習機会の充実と地域交流の促進
- ④高齢期の健康増進活動及び活動の場の充実と交流活動の促進

### (2) 現代社会の課題や市民の学習要望に応える学習機会の充実

- ①環境、健康及び地域福祉を進める学習の推進
- ②芸術文化活動の振興
- ③国際理解、外国人支援及び地域の安全・安心を進める活動の推進
- ④人権尊重の学習の推進
- ⑤情報化に応じた学習の推進

### (3) 生涯学習を支える環境の整備

- ①公民館を中心とした生涯学習施設の有効活用
- ②学習情報提供と学習相談体制の充実
- ③学習に参加しやすい環境づくり

### (4) 学習成果を活かし支え合う協働のまちづくり

- ①成果発表の機会の充実
- ②ボランティア活動の推進
- ③市民と行政の協働や市民交流の推進

### (5) 一人ひとりが伝える役割を果たすまちづくり

- ①生涯の各段階に応じ役割を果たすまちづくり
- ②風土に根ざした技や知恵を広げる伝える仕組みの構築
- ③リーダーバンク制度の充実

### ~~(1) 放課後子ども教室など公的施設を活用しての子どもどうしや異年齢間交流の実践~~

### ~~(2) 自然体験を通した、「生きる力」を育む学習環境づくり~~

### ~~(3) 市民大学講座を中心とした、教養に関する多種多様な学習機会の創出~~

### ~~(4) 安曇野検定及び安曇野検定準備講座開催による安曇野市を学ぶ機会の充実~~

### ~~(5) 公民館活動における地域内の交流や、地域間交流の機会の充実~~

- ①公民館における環境学習の推進
- ②健康維持・増進のための、公民館健康づくり教室等の開催
- ③各区、各地区公民館を中心とした防災学習会の推進
- ④多様化する学習ニーズに対応した事業展開を図るための公民館職員の研修の充実
- ⑤地区公民館活動活性化による市民協働意識の高揚
- ⑥公民館活動における伝統芸能・技能の掘り起こしと伝承者の発掘

- (6) 各種スポーツ教室、サークル活動等高齢者の生きがいづくりと健康増進のための学習機会の充実
- (7) 人権教育推進指導員、推進委員を中心とした各地区人権学習の推進と、企業人権教育推進協議会による企業内人権学習の推進
- (8) 男女共同参画に関する意識の高揚促進
- (9) 地域の芸術文化協会の育成及び芸術文化愛好者の組織化と合同事業の展開
- (10) 国際交流を行う各種団体との連携強化と、国際理解を深めるための講座展開
- (11) 情報化に対応したパソコン教室等の開催と、パソコン、携帯電話等情報機器利用におけるルールとマナー、安全な利用方法の学習の推進
- (12) 広報誌、公民館報、インターネットを活用した学習情報の提供促進
- (13) 行政部局、NPO等で行われている生涯学習情報のネットワーク化促進
- (14) ポランティア活動、リーダーバンク制度の活用による学びの成果が活かされる場の充実
- (15) 放課後子ども教室や放課後児童クラブ、地区の子ども会などにおいて、地域の大人が社会性を伝える取り組み

## 5 スポーツ振興 ※スポーツ振興計画との整合

○ あらゆる人々が心身の健康を保ち豊かな人生を送ることができる生涯スポーツの振興

○ 豊かな人生を実現する 健康スポーツ都市 安曇野

### 教育目標

スポーツ活動を通じ、市民の健康維持と増進、つながりを深めることにより、健康的で明るく元気な社会を構築する

市民の2人に1人が週1回以上のスポーツを実施

### 行動計画

#### (1) 生涯スポーツの推進

- ①子どもスポーツ活動の推進
- ②スポーツに親しむ機会の充実
- ②いつでも、だれでもが気軽に参加できるスポーツ教室、スポーツイベントを開催し、健康・体力づくりの推進を図る。
- ③スポーツによる健康・体力づくりの推進
- ④コオーディネーショントレーニングの普及
- ⑤③スポーツに親しむための情報サービスの向上

#### (2) スポーツ施設の整備と有効活用

- ①公共スポーツ施設の整備・充実
- ②自然を生かしたスポーツ環境づくり

#### (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成

- ①選手の育成・支援
- ②高い技術に触れる機会の充実や指導者の育成と指導体制の活性化
- ③指導者の養成と指導体制の活性化

#### (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進

- ①高齢者・障がい者スポーツ活動の支援
- ②障害者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり
  - ①総合型地域スポーツクラブの育成支援
  - ②スポーツを通じた交流の充実やスポーツボランティア活動の推進
  - ③スポーツボランティア活動の推進
- (6) 安曇野市公式スポーツ施設整備計画の推進
  - ①早期整備候補施設の整備位置の特定
  - ②整備実現に向けた法規制への対応
  - ③公共施設の整理・統廃合への配慮

## 6 文化振興 ※文化振興計画との整合性を図るため修正

- 学ぶ心が育ち、文化のかおるまちをつくる文化芸術の振興
- 伝統文化の継承と芸術の普及をめざす芸術・文化振興

### 教育目標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを保存・継承・保存し、それらを活用して創造的な芸術文化活動の活性化を図るが活発に行われるまち

### 行動計画

- (1) 安曇野の自然や文化の次世代への継承
  - ①自然環境の継承と共生の推進
  - ②歴史的・文化的遺産の継承推進
  - ③文化的景観保存への働きかけと歴史的建造物・まちなみの保存推進
- (1) 残したい安曇野の文化
  - ①自然との共生と自然環境の保全
  - ②文化的景観の保全
- (2) 安曇野の文化を次世代に伝承
  - ①先人・文化人の顕彰と美術作品、学術資料の計画的な収集促進
  - ②郷土芸能や衣食住文化の保存・継承推進
  - ③学校における芸術文化教育の充実と地域文化に関わる人材育成・世代間交流の促進
- (2) 伝えたい安曇野の文化
  - ①先人の顕彰と資料・作品の計画的な収集
  - ②地域文化の理解と尊重及び伝統文化や郷土芸能の保存と継承
- (3) 安曇野の文化の積極的開示と展示
  - ①基幹美術館・博物館の整備、芸術文化施設の整備・充実促進
  - ②既存公共施設の有効活用による文書館・考古館などの確保策の検討と設置
  - ③芸術文化施設の特色ある事業運営促進と各文化施設のネットワーク構築と活用
  - ④市民の芸術鑑賞機会の拡充と市民活動の発表の場の提供・育成支援の推進
- (3) 感じたい安曇野の文化
  - ①文化芸術施設の整備・充実

②特色ある文化芸術施設の運営と施設間の連携強化

③芸術鑑賞機会の充実と市民活動の育成支援

#### (4) 安曇野の文化財の保護と活用

①有形・無形の文化財の保護保存と活用促進

②歴跡・史跡の発掘・調査・研究・保護と発掘調査成果の活用促進

③安曇野市内に残る古文書などの歴史資料や旧役場時代の歴史的公文書の保存・活用推進

④民俗資料の保存・活用促進

⑤資料の早期デジタル化を進め、デジタルアーカイブ構築を促進

#### (4) 学びたい安曇野の文化

①文化財の保存と活用

②古文書や歴史的価値ある行政文書の保存と活用及びデジタルアーカイブの推進と市史

(誌) 編纂

#### (5) 新しい安曇野の文化の育成

①芸術文化団体との連携強化と市民協働による地域文化の高揚

②観光振興との連携や文化交流事業の促進

③安曇野文化財団と連携した事業推進

#### (5) 育てたい安曇野の文化

①地域文化を支える人材の育成

②地域文化の創造

③産業活動との連携や文化交流の促進などによる文化資源の発掘と活用

## 7 図書館

### ○ 多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

#### 教育目標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立

#### 行動計画

##### (1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供

①様々なメディアによる、新鮮な資料や最新の情報の提供

##### (2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実

①あらゆる年代の市民が自由に訪れ、個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点

施設として基本的なサービスの充実として図書館が果たすべき基本的サービスの一層の充実

②市民の余暇活動を支援する施設として、図書館が役割を果たすべきサービスの確立体制の

確立

③図書館施設の充実を図るため、新たな堀金図書館及び三郷図書館の改修・建設

##### (3) 「地域の教育力」を高める活動の推進

①子どもの多様な能力を伸ばすために学校図書館及び地域・家庭学習支援の充実学校や地域、家庭への学習支援

②市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供

#### (4) 図書館利用に障がいのある方々への支援

①「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」**といった人々のための支援等への具体的な支援**

②容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充

③対面朗読、**大活字本、自宅への配本、最新の電子書籍配信等配本など**のサービスの充実

#### (5) 安曇野市の歴史文化の伝承

①地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存

②新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用

③**郷土資料のデジタル化やアーカイブを、市民参加型の講座開設や学校との連携で活用**

#### (6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助

①情報活用アドバイザーとしてのレファレンス(相談・調査)サービスの支援援助

②中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実

③インターネット予約の推進

### ※8について必要化の検討

#### 8 教育を推進するための基本姿勢

○ この計画を着実に推進するために、次のことを重視して取り組みます。

##### (1) 計画推進と教育による「まちづくり」

教育を取り巻く状況は、近年一層厳しさを増しています。このような中で、質の高い教育を安定的かつ持続的に進めるためには、変化を恐れず、常に成果を検証・共有し改善につなげていく姿勢が求められます。

このため、教育の主役が市民であることを自覚し、市民一人ひとりが、「まちづくり」の最大の基本が「教育による人づくり」であることを共有し、計画実現に取り組むよう努めます。

##### (2) 教育にかかわる多様な主体との協働

安曇野市全体の教育力を高めるためには、市の行政のみならず、学校、保護者、地域、社会・文化・スポーツ等の諸施設、企業など社会を構成するすべての市民が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、お互いに連携し協力することが求められます。

また、困難な課題を抱える家庭には、行政がその役割を果たし支えていく配慮も必要になってきます。

このため教育にかかわる様々な情報を積極的に提供し、学校と地域、教育にかかわるあらゆる団体等との協働、連携を進めるコーディネーターの育成や、ネットワークの構築等、教育の環境整備にも努めていきます。

殊に、学校教育では、各学校において異なる実情や、児童生徒・保護者・地域住民等のニーズに応じた最適な教育がなされるよう教育現場における主体性、創意工夫を一層促す努力を進めます。

##### (3) 適切な評価・点検による実効性の確保

取り組みの着実な推進のために、計画の進捗状況を把握し、効果や課題を検証し、評価を行います。評価の結果は、市の広報やホームページ等により、市民に公表します。同時に広く市民の声を把握、集約、検討して主役である市民の声を反映できるよう努力し、計画の実効性を高めていきます。

す。

(4) 計画の見直し

計画の実行過程で、大きな変化や必要が生じたときは、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

## 《参考資料》

### 【教育に関する市の各種計画等】

- 第1次安曇野市総合計画(基本構想)(平成25年度～平成29年度)
- 教育基本計画「安曇野市の教育」(平成25年度～平成27年度)
- 安曇野市文化振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 生涯学習推進計画(平成27年度～平成29年度)
- 図書館基本計画(平成21年度～平成29年度)
- スポーツ振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 人権教育・啓発推進計画(平成19年度～)
- 学校給食理念(目標)
- 子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- 環境基本計画(平成20年度～平成29年度)
- 第2次男女共同参画計画(平成25年度～平成29年度)
- 第3次情報化計画(平成26年度～平成28年度)

## 【国の施策】

○第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)

### 《4つの基本的方向性》

4つのビジョン(基本的方向性)、8のミッション(成果目標)、30のアクション(基本施策)

#### 1. 社会を生き抜く力の養成

◇多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・機能的な力

(1) 生きる力の確実な育成(幼稚園～高校)

～生涯にわたり学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる～

(2) 課題探究能力の習得(大学～)

～どんな職場でも「答えのない問題」に再善解を導くことができる力を養う～

(3) 自立・協働・想像に向けた力の習得(生涯全体)

～社会を生き抜くための力を生涯に通じて身に付けられるにする～

(4) 社会的・職業的自立に向けた力の育成

～進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取り組みの増加

(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

#### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

◇変化や新たな価値を主導・想像し、社会の各分野を引率していく人材

(5) 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

～大学の国際的な評価の向上/英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加

日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加など～

#### 3. 学びのセーフティネットの構築

◇誰もがアクセスできる多様な学習機会を

(6) 意欲ある全ての者への学習機会の確保

～経済状況によらない進学機会の確保／家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善など～

(7) 安全・安心な教育研究環境の確保

～学校施設の耐震化率の向上(公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了など)／学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少など

#### 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

◇社会が人を育み、社会がつくる好循環

(8) 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

～全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築／コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大／全学校等で評価、情報提供など～

【教育委員会定例会提出資料】

議案第7号	教育部 各課
平成27年8月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	学校教育課 後援1件 生涯学習課 共催1件、後援3件 文化課 後援2件
説明	詳細 別紙

## 平成27年度教育部学校教育課 共催・後援会

No.	受付日 年月日	件名	申請者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
16	H27.8.12 学校 教育	第53回長野県書道研究会 研究会県大会(安曇野大会)	長野県書道研究会 河原 新子	長野県書道研究会 河原 新子	会員をはじめ安曇野市内の教職員のみなさまに広く参加していただきたい。	8月12日 平成27年 10月30日	-	-	○	月	日	安曇野市立豊科北中学校	大会テーマ「自らの問題解決に向かって学び探求、文字文化の解説を中心とする書道教育の実践」のもと、「書道教育の諸問題」を討議する。 各地区の「児童生徒美術展」「習字の部」選抜作品の展示	-	-	-	基準第3条2により可	

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成27年度8月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度、回数	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
1014	H27.8.3	社会教育担当	強く優しく生きた女性たち「ハニセント病院事業所に生きているたどりの会」	「心をつなぐ劇場」「心をつなぐ会	今村 梨子	「心をつなぐ劇場」をつくる会	後援	広く市民に周知するため	7月30日	平成27年10月22日(木)	—	—	—	—	豊科交流学習センター(きぼう)ホール	「ハニセント病院元患者の人生をうたう語りで伝える」 ・ハニセント病院養生所の訪問報告 ・平成27年度人権尊重社会づくり 県民支援事業	うたと語り 入場料1,000円	—	—	—	基準第2条により 可
1015	H27.8.6	スポーツ推進担当	豊利ミニバスOBOG現役チーム内大会	豊利ミニバスOBOG現役チーム内大会	森田 見一	豊利ミニバスボール少年団	後援	バスケットボールの大会	8月6日	平成27年8月30日(日)	—	—	—	—	豊科南社会体育館	練習会を通じて、選手相互のチームワーク向上と競技力向上を図り、合わせて青少年の健力を育成に資することを目的とする。	歴代のOB・OG・現役のチーム内大会	—	—	—	定義である行事とみなすことができないため不可
1016	H27.8.7	スポーツ推進担当	安曇野市民親睦ゴルフ三ヶ大会	安曇野市市民親睦ゴルフ三ヶ大会	高山 高山 会長 高橋 会員	安曇野市みさとゴルフクラブ	共催	市民の体力向上を図るために事業であるため。安曇野市体育協会に加盟している団体の大会である。	8月7日	平成27年8月29日(火)	—	—	—	—	あづみ野カントリークラブ	安曇野市市民のゴルフによる健康増進と市民の親睦を図る。	(新)ホール式男子はレギュラー、女子はハイスクール式で使用。 参加予定人数:160名(40組) 参加料:1人2,500円 フレード金:10,800円	○	○	○	基準第2条により 可
1017	H27.8.7	社会教育担当	チヤレジジガールスカウトみよみよ～	ガールスカウトみよみよ～やつてみよ～	田中 拓見子	ガールスカウトみよみよ～やつてみよ～	後援	参加者が安心して参加していただけるため	8月7日	平成27年10月4日(日)	—	—	—	—	松本総合社会福祉センター	地域の人々に呼びかけ、ガールスカウトの活動を知ってもらいたい。 また、スカウトの半日体験、おやつ作りなど、各種体験イベント(総合的な研修の機会)をもしたい。	保育園年長～小学3年生対象とした 各種体験イベント(総合的な研修の機会)をもしたい。	—	—	—	基準第2条により 可

教育部文化課 共催・後援台帳（平成27年度8月定例会 協議事項）

No.	受付日	件名	申請者	主催者	区分	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
43	平成27年 7月21日	金剛山歌劇団中南信地区公演	金剛山歌劇団中南信地区公演実行委員会 正雄	金剛山歌劇団中南信地区公演実行委員会	後援	広範な日本の皆様に参観してもらうため。	平成27年 7月吉日	平成27年 10月25日(日)	キッセイ文化ホール(県松本文化会館)	朝・日親善をより深める。	朝鮮の歌と踊りの公演	×	×	×	昨今の情勢に鑑み、慎重な協議が必要な場合 審議結果 否決
45	平成27年 7月24日	安曇野市施行10周年記念「あづみ野ガラス工房30周年記念展」	安曇野市豊科近代美術館 長旗潔	安曇野市豊科近代美術館、公益財団法人安曇野文化財団、あづみ野ガラス工房、一般社団法人開発公社	後援	市制施行記念展であり、多くの市民に広報、周知するため。	平成27年 7月23日	平成27年 9月15日(火)～10月12日(月祝)	安曇野市豊科近代美術館	ガラス作品の展示	ガラス作品の展示	－	－	－	取扱基準第3条第2項により不可

<b>報告事項 第1号</b>	教育部 学校教育課
平成 27 年 8 月 24 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

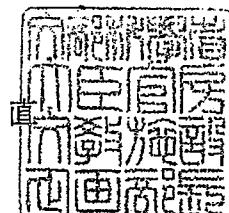
タイトル	小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について
要旨	<p>学校教育法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 46 号)が、本年 6 月 24 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。</p> <p>今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものです。</p>
説明	<p>1 義務教育学校の創設(第 1 条)</p> <p>この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等學校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>2 設置義務(第38条)</p> <p>市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができる。</p> <p>3 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分(第49条の 4 及び第49条の 5)</p> <p>義務教育学校の修業年限は 9 年とし、小学校段階に相当する 6 年の前期課程及び中学校段階に相当する 3 年の後期課程に区分した。ただし、1 年生から 9 年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特性を生かして、9 年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能。</p> <p>4 施行期日等</p> <p>改正法は、一部の規定を除き、平成 28 年 4 月 1 日から施行。</p> <p>(別添) 平成 27 年 7 月 30 日付 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律について(通知)</p>

写

27文科初第595号  
平成27年7月30日

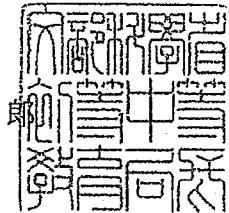
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 殿  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
関 靖



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小 松 親 次



(印影印刷)

小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の  
一部を改正する法律について（通知）

このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」（以下「改正法」という。）が、本年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものです。

また、併せて義務教育学校の制度化に係る行財政措置として、公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定並びに教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講ずることとともに、義務教育学校の教員については、原則として、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならぬこととしております。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遗漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれましては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対しても、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する政令及び省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

## 記

### 第一 学校教育法の一部改正（改正法第1条）

#### 1 改正の概要

##### （1）義務教育学校の創設（第1条）

我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設けることとしたこと。

なお、本条に規定されることにより、他の学校種と同様、設置者（第2条）、設置基準（第3条）、設置廃止等の認可（第4条）、学校の管理及び経費の負担（第5条）、授業料の徴収（第6条）、校長及び教員の配置並びにその資格（第7条、第8条及び第9条）、生徒等の懲戒（第11条）、学校閉鎖命令（第13条）、名称使用制限（第135条）等に係る規定の適用があることとなること。

##### （2）義務教育学校の設置等に係る認可等（第4条）

私立の義務教育学校の設置廃止等について、私立の小学校、中学校と同様に、都道府県知事の認可事項としたこと。

##### （3）義務教育学校における授業料の徴収（第6条）

国立又は公立の義務教育学校について、小学校、中学校等と同様に、授業料を徴収することができないものとしたこと。

(4) 就学義務（第17条）

保護者がその子を就学させる義務を果たすための学校種として、義務教育学校を追加したこと。

(5) 設置義務（第38条）

市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができるものとしたこと。

なお、公立の義務教育学校は、地方自治法第244条の公の施設であり、その設置については条例で定めることを要すること（同法第244条の2第1項）。

(6) 教育事務の委託（第40条）

市区町村は、従前の小学校・中学校と同様、義務教育学校についても、その設置に代えて、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市区町村又は市区町村の組合に委託することができることとしたこと。

(7) 義務教育学校の目的（第49条の2）

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこととする目的とすること。

(8) 義務教育学校の目標（第49条の3）

義務教育学校における教育の目標として、小学校教育及び中学校教育と同様に、法第21条に規定する義務教育の目標を達成するよう行われるものとすること。

(9) 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分（第49条の4及び第49条の5）

義務教育学校の修業年限は9年とし、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程に区分したこと。

(10) 前期課程及び後期課程の目的及び目標（第49条の6）

義務教育学校の前期課程においては、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するため、小学校における教育と同一の目標を達成するよう行われるものとするとともに、後期課程においては、前期課程における教育の基礎の上に、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、中学校における教育と同一の目標を達成するよう行われるものとしたこと。

(11) 義務教育学校の教育課程（第49条の7）

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、義務教育学校の目的・目標並びに前期課程及び後期課程のそれぞれの目的・目標に従い、文部科学大臣が定めるものとしたこと。

(12) 準用規定等（第49条の8）

生涯学習と学校教育との関係（第30条第2項），体験活動の充実（第31条），教科用図書の使用義務（第34条），出席停止（第35条），学齢未満の子の入学禁止（第36条），校長・教頭・教諭等の職務（第37条），学校評価（第42条），学校による積極的な情報提供（第43条），私立学校の所管（第44条）に関する現行の学校教育法上の諸規定を義務教育学校に準用することとしたこと。

(13) 義務教育学校卒業者の高等学校入学資格（第57条）

義務教育学校の卒業者について，中学校の卒業者等と同様に，高等学校への入学資格を有するものとしたこと。

(14) その他の事項（第74条，第81条，第125条，附則第7条関係）

義務教育学校における特別支援学級の設置，専修学校高等課程における教育の対象者，特別の事情がある場合の養護教諭の必置義務の免除について所要の改正を行ったこと。

## 2 留意事項

平成18年の教育基本法改正，平成19年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が定められたこと等に鑑み，小学校・中学校の連携の強化，義務教育9年間を通じた系統性・連續性に配慮した取組が望まれる。

このたびの義務教育学校の創設については，これを踏まえつつ，地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して，設置者が主体的に判断できるよう，既存の小学校・中学校に加えて，義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢を増やしたものである。また，今回の制度化は，小中一貫教育を通じた学校の努力による学力の向上や，生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組，学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による公教育全体の水準向上に資するものと考えられる。

以上のことから，各設置者においては，今回の改正を契機として，義務教育学校の設置をはじめ，小学校段階と中学校段階を一貫させた教育活動の充実に積極的に取り組むことが期待される。

(1) 義務教育学校の名称

「義務教育学校」という名称は，法律上の学校の種類を表す名称であり，個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではないこと。

小学校・中学校と同様に，公立学校であれば，設置条例で法律上の正式な名称（義務教育学校）を明らかにした上で学校管理規則等の教育委員会規則により，私立学校であれば寄附行為により，義務教育学校以外の個別の名称を用いることは可能であること。

## (2) 義務教育学校の設置の在り方

- ① 地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者・保護者・地域住民との間において、新たな学校作りに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であること。
- ② 市区町村における義務教育学校の設置は、小学校・中学校の設置に代えられること（第38条）を踏まえ、市区町村立の義務教育学校は就学指定の対象とする予定であること（学校教育法施行令の改正）。
- ③ 就学指定は、市区町村の教育委員会が、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定する制度であること。したがって、その指定に当たって入学者選抜は行わないものであること。
- ④ いわゆる「学校選択制」は、あくまで就学指定の手続の一つとして行われるものであり、特定の学校に入学希望者が集中した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的な仕組みを踏まえ、入学者選抜は行わないものであること。
- ⑤ 「学校選択制」の導入に当たっては、通学する学校により格差が生じるとの懸念を払拭する観点から、小学校・中学校の場合と同様、市区町村が児童生徒の実態や保護者のニーズを踏まえ、対外的な説明責任にも留意しつつ対応する必要があること。
- ⑥ 域内に義務教育学校と小学校・中学校が併存する場合は、小中一貫教育の実施を通じて蓄積される様々な知見を既存の小学校・中学校にも積極的に普及を図ること。

## (3) 義務教育学校の目的

- ① 義務教育学校は、小学校・中学校と同様の目的を実現するための教育活動を行うものであり、義務教育を施す点においては、小学校・中学校と義務教育学校は同等であること。
- ② 義務教育学校は、小学校・中学校の学習指導要領を準用することとしており、学習指導要領に示された内容項目を網羅して行われることになるため、小学校・中学校と異なる内容・水準の教育を施す学校ではないこと。

## (4) 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

- ① 小中一貫教育においても、子供の成長の節目に配慮するような教育課程の工夫が重要であること。
- ② 義務教育学校は、9年の課程を前期6年、後期3年に区分することとしているが、義務教育学校においては、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能であること。
- ③ この場合の「学年段階の区切り」とは、前期課程、後期課程の目標を達成するための課程の変更を意味するものではなく、カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定することを想定していること。

具体的には、例えば、

- ・ 教育課程の特例を活用して小学校高学年段階から独自の教科を設け、当該教科が導入される学年を区切りとすること
  - ・ 従来であれば中学校段階の教育の特徴とされてきた教科担任制や定期考査、生徒会活動、校則に基づく生徒指導、制服・部活動等を小学校高学年段階から導入して、この学年を区切りとすること
- などの工夫が考えられること。
- ④ 義務教育学校の課程は、前期6年、後期3年に区分することとしているが、組織としては一体であり、義務教育学校の教職員は一体的に教育活動に取り組むこと。

#### (5) 義務教育学校の教育課程

- ① 義務教育学校の教育課程については、前期課程及び後期課程に、それぞれ小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を準用することを省令において定める予定であるとともに、教育課程の特例や配慮すべき事項については、省令等で定める予定としていること。
- ② 具体的には、学習指導要領に示された内容項目を網羅すること、各教科等の系統性・体系性に配慮すること、児童生徒の負担過重にならないようにすること等を前提とした上で、小中一貫教育の円滑な実施に必要となる9年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲内で、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例を創設することを予定としていること。

なお、創設される本特例の内容については、今後、教育課程特例校制度の対象としない予定であり、詳細については、別途御連絡する教育課程特例校の申請手続に係る事務連絡を参考すること。

- ③ 「6-3」と異なる学年段階の区切りを設けている学校や、教育課程の特例を活用する学校においては、転出入する児童生徒に対して、学習内容の欠落が生じないようにするとともに、転校先の学校に円滑に適応できるようきめ細かに対応する必要があること。

具体的には、例えば、

- ・ 指導要録に、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等を具体的に記載するとともに綿密な引継ぎを行うこと
  - ・ 通常の教育課程との違いを分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておくこと
  - ・ 転出入に際して、必要に応じて個別ガイダンスや個別指導を行うこと
- などが考えられること。

#### (6) 義務教育学校の設置基準

- ① 義務教育学校の設置基準については、前期課程については小学校設置基準、後期課程については中学校設置基準を準用することをはじめ具体的な内容については、省令等において定めることを予定していること。

② 義務教育学校の施設については、同一敷地に一体的に設置する場合だけでなく、隣接する敷地に分割して設置する場合（施設隣接型）や隣接していない異なる敷地に分割して設置する場合（施設分離型）も認められること。ただし、施設分離型の義務教育学校を設置する場合、設置者において、教育上・安全上の観点や、保護者や地域住民のニーズを踏まえ適切に判断することが求められること。

（7）小中一貫型小学校・中学校（仮称）の扱い

平成26年12月の中央教育審議会答申で示された「小中一貫型小学校・中学校」（仮称）については、法律上の学校の種類としては通常の小学校と中学校であるため、今回の学校教育法の改正事項には当たらないが、小中一貫した教育課程やその実施に必要な学校間の総合調整を行う際の組織運営上の措置等に関する具体的な要件については、省令等において定めることを予定していること。

## 第二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等（改正法第2条・第3条）

### 1 改正の概要

（1）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（改正法第2条）

- ① 公立の義務教育学校に係る学級編制及び教職員定数の標準は、前期課程については現行の小学校と、後期課程については現行の中学校と同等の標準としたこと。  
(第3条及び第6条関係等)
- ② 義務教育学校においては、学校段階間の接続を円滑に行う必要があるなど管理機能の充実が必要であることから、副校長又は教頭を一人加算することとしたこと。  
(第7条第1項第2号)

（2）市町村立学校職員給与負担法の一部改正（改正法第3条）

市区町村立の義務教育学校の教職員の給料その他の給与等について、都道府県の負担としたこと。（第1条）

（3）義務教育費国庫負担法の一部改正（改正法第3条）

市区町村立の義務教育学校の教職員給与費等を国庫負担の対象としたこと。（第2条）

### 2 留意事項

小学校及び中学校を廃止して義務教育学校を設置する場合を含め、義務教育学校において小中一貫教育が円滑に行われるよう、都道府県教育委員会等においては、義務教育学校に係る教職員定数の標準を踏まえた適切な教職員配置に努めること。

### 第三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正（改正法第4条）

#### 1 改正の概要

- ① この法律における「義務教育諸学校」の定義に義務教育学校を加えたこと。（第2条関係）

なお、本条に規定されることにより、公立の義務教育学校について、施設整備基本方針等（第11条）、交付金の交付等（第12条）に係る規定等の適用があることとなること。

- ② 公立の義務教育学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築に要する経費を、公立の小学校・中学校と同様に国庫負担の対象に加えたこと。（第3条、第5条、第6条関係）

#### 2 留意事項

小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項については、文部科学省が開催する有識者会議「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（平成21年6月19日大臣官房長決定）での検討を踏まえ、関係者に周知する予定であること。

### 第四 教育職員免許法の一部改正（改正法第5条）

#### 1 改正の概要

- ① 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとしたこと。（第3条関係）
- ② 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるものとしたこと。（附則第20項関係）

#### 2 留意事項

- ① 都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講やその質の向上等により、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。
- ② 都道府県教育委員会は、免許状の併有を促進する場合において、併有の促進が教員の過度な負担につながらないよう配慮すること。

### 第五 施行期日等について

#### 1 改正法の概要

- （1）改正法は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしたこと。  
(改正法附則第1条)

(2) 義務教育学校の設置のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができるることとしたこと。（改正法附則第2条）

(3) 私立学校振興助成法の一部改正その他所要の規定の整備を行ったこと。

## 2 留意事項

(1) 改正法における経過措置

義務教育学校の設置のために必要な行為について規定した改正法附則第2条の施行日は、公布の日（平成27年6月24日）であることから、私立の義務教育学校の設置認可の申請及び認可、公立の義務教育学校の設置のための条例制定等の準備行為は、公布の日から行えるものであること。

(2) その他

① コミュニティ・スクールの推進

義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みとして、学校運営に地域住民や保護者等が参画するコミュニティ・スクールは有効であり、子供たちの豊かな学びと成長を実現できるよう、小中一貫教育も含め、コミュニティ・スクールの推進が期待されること。

② 小学校・中学校の適正規模・適正配置との関係

義務教育学校の制度化の目的は、各地域の主体的な取組によって小中一貫教育の成果が蓄積されてきた経緯に鑑み、設置者が、地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整備するものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではないこと。

今後、少子化に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で、児童生徒の集団規模の確保や活発な異学年交流等を意図して、小学校・中学校を統合して義務教育学校を設置することは一つの方策であると考えられるが、その場合、設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であること。

なお、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について（26文科初第1112号）も参照のこと。

③ 校務運営体制の見直し

小中一貫教育の導入に当たっては、校長は、一部の教職員に過重な負担が生じないよう、校内での連携体制の構築や校務分掌の適正化など校務運営体制を見直し、校務の効率化を図る必要があること。

また、学校における校務運営体制の見直しに係る取組が促進されるよう、学校設置者が適切な支援を行う必要があること。

④ 義務教育学校以外の教育課程の特例を活用する学校

第一2(5)③に記載している転出入する児童生徒へのきめ細かな対応については、義務教育学校に限らず、研究開発学校や教育課程特例校など教育課程の特例を活用する学校全般において留意すべきであること。

- 別添1 学校教育法等の一部を改正する法律（条文）
- 別添2 学校教育法等の一部を改正する法律（新旧対照表）
- 別添3 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）
- 別添4 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/1357987.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1357987.htm)

（トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第189回国会における文部科学省成立法律（平成27年1月26日～）> 学校教育法等の一部を改正する法律を参照）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課  
教育制度改革室義務教育改革係  
電話 03-5253-4111（代表）  
内線 2007, 3745

## 【教育委員会定例会提出資料】

報告事項 第2号	教育部 生涯学習課
平成27年8月24日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則について
要旨	教育委員会 7月定例会において承認していただいた一部改正案について、7月23日開催の法規審査委員会において、一部修正が生じたことによるもの。
	別表（第8条関係）安曇野市公民館の使用料減免に関する減免率の基準表中における表示の修正及び1回の定義、附則の標記について修正。
説明	

## 安曇野市教育委員会規則第12号

### 安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前3日」を「前6日」に改める。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、豊科公民館ホールについては、安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）第7条第2項の規定を準用する。

第10条第1号を削り、同条第2号中「施設等」を「施設、設備又は備品」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「等」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「等」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

#### 安曇野市公民館の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率		備考
	会議室等使用料	設備及び備品使用料	
1 国、県、安曇野市又は教育委員会が使用する場合	100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
2 安曇野市又は教育委員会が共催する場合	100分の100	100分の100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	同一団体の使用的減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
4 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合	100分の100	100分の100	
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のために使用する場合	100分の80	100分の100	
6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために使用する場合	100分の100	100分の100	・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・同一団体の使用的減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・大会、講習会、発表会での同一団体の使用的減免措置は、年度2回までとし、1

				回とは8時間以内とする。
7 安曇野市体育協会又は加盟団体が使用する場合	(1) 会議、教室又は練習	100分の80		同一団体の使用的減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(2) 大会、講習会又は発表会	100分の80	100分の100	同一団体の使用的減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(3) 青少年の健全育成のための市内大会	100分の100		
	(4) 青少年の健全育成のための市外大会	100分の90		
8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに市が認めたボランティア団体が使用する場合	(1) 会議、教室又は練習	100分の80		同一団体の使用的減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(2) 大会、講習会又は発表会	100分の80	100分の100	同一団体の使用的減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(3) 青少年の健全育成のための市内大会	100分の100		
	(4) 青少年の健全育成のための市外大会	100分の90		
9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であって教育員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動で使用する場合		100分の50	100分の50	同一団体の使用的減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。

#### 備考

- 1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。
- 2 市内大会とは、市内を拠点とする団体及び市内に住所を有する者のみが参加する大会とする。
- 3 市外大会とは、市外を拠点とする団体及び市外に住所を有する者が参加する大会とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、安曇野市公民館条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第●号）の施行の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この規則による改正後の安曇野市公民館管理規則の規定は、平成28年4月1日以後の公民館の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告事項 第3号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年8月24日提出	(課長)蓮井昭夫 (担当)久保田剛生

タイトル	安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則及び安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
要旨	教育委員会7月定例会において承認していただいた一部改正案について、7月23日開催の法規審査委員会において、一部修正が生じたことによるもの。
	<p>1 安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則 別表第2（第7条関係）安曇野市体育施設の使用料減免に関する減免率の基準表中における標記の修正及び1回の定義、附則の標記について修正。</p> <p>2 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 別表（第7条関係）安曇野市学校施設の使用料減免に関する減免率の基準表中における標記の修正及び1回の定義、附則の標記について修正。</p>
説明	

## 安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則

安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「免除」を「減免」に改め、「及び別表第3」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

施設の名称	使用申請書の提出期間
安曇野市豊科南社会体育館	
安曇野市豊科武道館柔道場	
安曇野市豊科武道館剣道場	
安曇野市豊科弓道場	
安曇野市営県民豊科運動広場	
安曇野市豊科屋内ゲートボール場	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	
安曇野市梓橋運動広場	
安曇野市高家スポーツ広場	
安曇野市穂高総合体育館	偶数月の初日から、翌々月の末
安曇野市牧体育館	日までの使用に係る申請を行う
安曇野市営西穂高運動場	ものとし、使用を開始する日の
安曇野市営北穂高運動場	前6日までに提出するものとする。但し、体育施設に空きがある
安曇野市営牧運動場	場合は、この限りでない。
安曇野市営有明運動場	
安曇野市三郷体育館	
安曇野市三郷競技場	
安曇野市営堀金総合運動場	
安曇野市堀金総合体育館	
安曇野市堀金多目的屋内運動場	
安曇野市営明科農村広場	
安曇野市明科体育館	

別表第2（第7条関係）

## 安曇野市体育施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料	
1 国、県、安曇野市又は教育委員会等が使用する場合	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	国、県、安曇野市又は教育委員会等とは、国、県、安曇野市若しくは教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。
2 安曇野市又は教育委員会が共催する場合	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 50	100 分 の 100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
4 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のため使用する場合	100 分 の 100			100 分 の 100	

6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で使用する場合	練習					・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。
		100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	・同一団体の使用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
		市内大会等	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	・大会等とは、大会、教室、講習会、合宿をいう。 ・市内大会とは、市内を拠点とする団体、市内に住所を有する者が参加する大会等をいう。
7 安曇野市体育協会及び加盟団体が活動で使用する場合	練習	100 分 の 100			100 分 の 100	市外大会とは、市外を拠点とする団体、市外に住所を有する者が参加する大会等をいう。
						・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
						・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。
大会等		100 分 の 100			100 分 の 100	6と同じとする。
		青少年の	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	6と同じとする。

健全育成等のための市内大会等	100	100	100	100	
青少年の健全育成等のための市外大会等	100 分 の 100 100	100 分 の 50 50	100 分 の 50 50	100 分 の 100 100	6と同じとする。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体は活動して使用する場合	100 分 の 100			100 分 の 100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であって教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動に使用する場合	100 分 の 50			100 分 の 50	同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。

備考 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この規則は、安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第●号）の施行の日から施行する。  
(適用区分)
- この規則による改正後の安曇野市体育施設管理規則の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

## 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「いう。」は、「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に」を加え、「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が認めた場合は、口頭又はその他の方法によることができる。

第2条第2項中「の期日7日前」を「を開始する日の前6日」に改め、同項ただし書中「認めたとき」の次に「、又は体育施設に空きがあるとき」を加える。

第3条の見出し中「許可書」を「使用許可書」に改める。

第4条中「使用の許可」の前に「条例第4条の規定により」を加える。

第5条の見出し中「許可書」を「使用許可書」に改める。

第6条中「使用の期日6日前」を「条例第8条第2号に規定する日」に改める。

第7条第1項中「第5条」を「第7条」に改める。

第8条第1項中「第6条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、同条第2項第1号中「第6条第1号、第2号又は第3号」を「第8条第1号又は第2号」に改め、同項第2号中「市長が特に必要と認めた」を「第8条第3号に該当する」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

### 安曇野市学校施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料	
1 国、県、安曇野市又は教育委員会等が使用する場合	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	国、県、安曇野市又は教育委員会等とは、国、県、安曇野市若しくは教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。
2 安曇野市又は教育委員会が共催する場合	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市	100 分 の 100	100 分 の 100	100 分 の 50	100 分 の 100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合

規則第23号) 第2条に規定する地区公民館(以下「地区公民館」という。)が主催する事業で使用する場合					計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
4 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	
5 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の規定する法人が公益事業のため使用する場合	100 分の 100	—	—	100 分の 100	
6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で使用する場合	練習	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。 ・同一団体の使用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
	市内大会等	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	・大会等とは、大会、教室、講習会、合宿をいう。 ・市内大会とは、市内を拠点とする団体、市内に住所を有する者が参加する大会等をいう。

	市外大会等	100 分の 100	100 分の 50	100 分の 50	100 分の 100	市外大会とは、市外を拠点とする団体、市外に住所を有する者が参加する大会等をいう。
7 安曇野市体育協会及び加盟団体が活動で使用する場合	練習	100 分の 100	—	—	100 分の 100	・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。
	大会等	100 分の 100	—	—	100 分の 100	6と同じとする。
	青少年の健全育成等のための市内大会等	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	6と同じとする。
	青少年の健全育成等のための市外大会等	100 分の 100	100 分の 50	100 分の 50	100 分の 100	6と同じとする。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体は活動して使用する場合		100 分の 100	—	—	100 分の 100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であって教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動に使用する場合		100 分の 50	—	—	100 分の 50	同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。

備考 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第●号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の安曇野市学校施設使用条例施行規則の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

報告事項 第4号	教育部
平成 27 年 8 月 24 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
要旨	学校教育課 後援 2 件 生涯学習課 後援 11 件 文化課 後援 5 件
説明	

## 平成27年度教育部学校教育課 共催・後援台帳

No.	受付日	所管 度	件名	申請者	主催者	様 別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	承認 理由	専決 理由	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
14	H27.7.21	学校 教育	安曇野の子どもを語る会	公益社団法人 安曇野市教育会 会長 勝井二郎 副会長 安曇野市教育会 会員 森松ゆか	子ども達の健全育成 のための各機関との 連携話し合いの場である ので	後 援	平成27年 10月17日 子ども達の健全育成 のための各機関との 連携話し合いの場である ので	7月 21日	平成27年 10月17日 専決	過去承 認	○	7月 22 日 南安曇教育文化 会館	青少年の健全育成をはかっていくために学 校・各団体・協働協議会、学級委 員会、市内小中高学校員、社会 体育の実践者をどう育めらるよいか、 地域の教育力をどう育めらるよいか、 PTA、育成会、児童館関係者、福祉 協議会、教育委員会、少・保育員、保 健師、民間企業	・討論の会「安曇野で育つ児童・生徒 の精神・しづらや問題を見つめ、学校に 家庭・地域の教養力を高めるために はどうのうにいたしか」 ・参加面団、市内小中高学校員、社会 体育の実践者をどう育めらるよいか、 地域の教育力をどう育めらるよいか、 PTA、育成会、児童館関係者、福祉 協議会、教育委員会、少・保育員、保 健師、民間企業	○	○	○	基準第4条21により可	
15	H27.7.22	学校 教育	休憩費補助金「ゆつくり作りたい子こどもたちのために…」	結家サポートクラブ 会員 結家サポートクラブ 会員 山本 久美子 会員 結家サポートクラブ 会員 久美子	休憩費補助金「ゆつくり作りたい子こどもたちのために…」	後 援	市内の様々な場所がしやすくな れるため。	H27年 10月4日 7月 22日	H27年 10月4日 7月 24日 山のたご平	過去承 認	○	7月 24 日 山のたご平	豊かないの有無に關係なく、人との間わりが シンプルな子どもの歩み。大人が丁寧に大 切に見聞けることが必要で、その活用が子 ども、力を使わせてくれる。子どもたちが は何かがそのこの人が大人になつてからどう のうに影響しているのかを、現場の子どもた ちが開かれて、二つの講師の話を伝え、子 どもたちの感想、教育関係者、福祉関係者 をはじめ、沢山の大人に聞いてほしい。 その後、より分 だいたいめに二人の対談を予定。	佐藤市で自然界細胞を運営している 寺島明子さん(自然界細胞代表)の講演が子 ども、現場で子どもたちに必要ないことを かで語った。「子どもたちに何が子 どもたちに必要ない」との質問に対する 回答がその二つの講師の伝え、子 どもたちの感想、教育関係者、福祉関係者 をはじめ、沢山の大人に聞いてほしい。	○	○	-	基準第4条21により可	

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成27年度8月定例会事決事項)

No.	受付日	所管	年度、回数	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	事由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
61	H27.7.13	スポーツ 推進担当	第39 回 平成 27年 度	中信地区陸上競技選手権 大会	中信地区陸上競 技協会	会長 下川 英秀	後援	スポーツの強化、向 上	7月 10 日 平成27年8 月30日 (日)	○	過去承認	○	7月 21 日 松本平広域公園 陸上競技場	中信地区の陸上競技力発展、向 上、強化	参加料:高校生800円・一般1,300円・ リーチーム1,500円、中学生600 円、リーチーム800円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可	
62	H27.7.17	スポーツ 推進担当	武藏野市大野田サッカーフ ラブとの強化試合	アルフト安曇野 ジュニア(スド少 豊科)	阿部 英之	後援	武藏野市サッカーフ ラブ、アル フト安曇野 ジュニア	本強化試合を通じ、 安曇野市のスポーツ一 齊振興に寄与する。	7月 14 日 平成27年8 月21日 (金)~8月 23日(日)	○	過去承認	○	7月 21 日 豊科東小学校グ ラウンド、他	旧豊科町の姉妹都市である武藏 野市のサッカーフラブとの強化試 合を通じ、相互の強化、ス ポーツ振興を図る。	参加人数:大野田SC65名、アルフ ラブ32名(指導者・保護者含む)	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可	
63	H27.7.21	社会教育 担当	第6回安曇野市団体・将棋 大会	安曇野市団体・将 棋大会実行委員 会	実行委員長 内川 新一	後援	安曇野市公民館 実行委員会	安曇野市公民館 施設を借りて大会を 開催する。特徴を通じて 市民の親睦、 交流を図る。	7月 17 日 午前8時~ 午後4時	11月22日 (日)	○	過去承認	○	7月 22 日 安曇野市穗高公 民館	日本の伝統文化である団体や将 棋の良さを改めて見直し、趣味 の発展、技術の向上、市民との交 流を図ることを目的とする。	参加料:大人1,000円(高校生以下 500円)	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
64	H27.7.21	社会教育 担当	あづみ野エフエムOrganic & Woody こども Festa	あづみ野エフエムOrganic & あづみ野江工フジ工 ム放送株式会社	代表取締役 花村 薫	後援	あづみ野エフエ ム放送株式会社	安曇野の未来を担 う子供達がステ ージで発表すること である。	7月 21 日 午前10時 ~午後4時	8月29日 (土)	○	過去承認	○	7月 22 日 安曇野スイス村 サンモリッツ	「大音と健康」をテーマに、安曇 野市の特徴を生かした子育てを 応援し、安曇野で子育てする能 力を発揮する。	子供向けのアドクション、お悩み相 談会等や講習会などを開催する。 開会式、閉会式の部、将棋の部試合開始 式	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
65	H27.7.21	スポーツ 推進担当	安曇野市空手道選手権大 会	松涛会空手道連盟	安田 良親	後援	松涛会空手道連 盟	市民を中心とした大 会の信頼性	7月 21 日 平成27年8 月4日 (日)	7月 21 日 平成27年8 月30日 (日)	○	過去承認	○	7月 24 日 豊科南社会体育 館	競技種目:幼年の部、小学生1~2年 年の部、中学生の部、成人の部、 親子団体形 式会社	競技種目:幼年の部、小学生1~2年 の部、中学生の部、成人の部、 親子団体形 式会社	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
66	H27.7.21	社会教育 担当	親子水のふれあい2015安 曇野	麗川水系水のや ドワーク連絡協議 会	平林 千代	後援	麗川水系水 のやドワーク連 絡協議 会	小学生の参加があ く見込まれたため	7月 21 日 平成27年8 月30日 (日)	7月 21 日 平成27年8 月30日 (日)	○	過去承認	○	7月 27 日 明科御室田「水 辺の森」河川敷	普段接けない河川敷の自然の 水を深め、親子が水の大切 さを学ぶ大会。	手洗い大会、カリキュラム、参加賞料 用紙は万能トートバッグ方式	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
67	H27.7.23	社会教育 担当	安曇野環境フェア2015	安曇野環境フェア 実行委員会	実行委員長 横田 耕太郎	後援	安曇野市 環境フェア2015実 行委員会	環境ワーク開催によ り、環境に関する現状を 様々な角度から調査 してくことで、市民、 事業者等の意識を改め たり、行政のネット ワークを構築するなど 機会を提供する。また、 市民金券が交換可能 なため、市民金券が交 換できるための要請とす るため。	7月 17 日 平成27年 10月10日 (土)~11 日(日)	7月 17 日 平成27年 10月10日 (土)~11 日(日)	○	過去承認	○	7月 27 日 安曇野市総合体 育館	①環境に関する課題を市民が共 有できる場を提供する。 ②出展者と来場者の交流を深 め、フェアにこれまで参加しな かった人を巻き込む。 ③参加者が同士がお互いの貢 献によるよろこび、つながりの感覚を広 げる。	ハカル展示＆体験ブース、教育委 員会イベント、人形劇、リサイクル自 転車の展示、領布 豊根活動發表 会、小さん等写真、長野県境(版新)、絵の カーテン等写真、長野県境水で遊べる 防止活動実施センター、水遊びコ ーナー	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可

教育部生涯学習課共催・後援合帳(平成27年度8月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	年度、回数	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管意見
68	H27.7.23	スポーツ推進担当	2015年度トルリーグ懇親 運営マイナーフィニッシュ回 サムライリーグチャレンジ第2回 第2回愛媛県警察本部長杯 第2回愛媛県警察本部長杯争奪戦	公益財団法人日本野球連盟 日本リリースガーデン野球委員会 内田千草	日本トルリーグ野球協会 会長:豊田少佐 主催:豊田少佐 運営:豊田少佐 リーグ:堀金・三浦リーグ	子供たちの健全な体と心を養うとともに、友達精神に立ち向かって日々活動を楽しむ。その活動を教育委員会にもご理解いただきたい。	平成27年9月6日(日)、9月13日(日)予備日9月20日(日)	7月23日	過去承認	○	7月29日	高家スポーツ広場	2015年度トルリーグ懇親運営マイナーフィニッシュ回に所属するチーム全16チームにより大会を開催する。	2015年度トルリーグ懇親運営マイナーフィニッシュ回に所属するチーム全16チームにより大会を開催する。	—	○	○	基準第4条第2号により可			
69	H27.7.23	スポーツ推進担当	中信あづみの交流明科杯ミニバスケットボール大会	明科地域体育協会	伊藤重徳	明利地域体育協会	後援	ミニバスケットを通じて、小学生同士の技術の向上や交流を図つてほしいと会であります。本年も後援をお願いいたします。	平成27年9月12日(土)~13日(日)	7月24日	過去承認	○	7月30日	明科中学校体育馆	ミニバスケットボール大会を通して、小学生同士の技術の向上や交流を図る。	小学生のミニバスケットボール大会。 競技方法:トーナメント方式 参加料:1チーク2,000円	○	○	○	基準第4条第2号により可	
70	H27.8.4	スポーツ推進担当	全国高等学校バスケットボール選手権大会中信地区予選会	松本バスケットボール協会	金堀正治	松本バスケットボール協会	後援	高校生の大企があり、バスケットボールの試合を通じて、学生同士の競争を図ることを目的としているため。	平成27年9月4日(金)~9月6日(日)	8月4日	過去承認	○	8月6日	鷹島総合体育馆	バスケットボールの試合を通じて、全国高等学校の育成を図る。県予選会への出場チームを決定する。	参加料:1チーク6,000円	○	—	—	基準第4条第2号により可	
71	H27.8.6	スポーツ推進担当	安曇野市少年健全育成剣道大会	安曇野剣道連盟	中原千秋	安曇野市剣道連盟	後援	剣道を通じた体力の向上等社会教育の面でも大いに効果があり、後援を得ることにより多くの方が安心して参加できる。	平成27年9月4日(水)	平成27年9月23日(水)	過去承認	○	8月10日	三郷文化公園体育馆	剣道の振興により、スポーツ精神の高揚と実技競闘を図り、青少年の健全育成と、体质向上をねらいとする。	剣道の振興により、スポーツ精神の高揚と実技競闘を図り、青少年の健全育成と、体质向上をねらいとする。	○	○	○	基準第4条第2号により可	

教育部文化課共催・後援台帳（平成27年度8月定例会 専決事項）

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
40	平成27年 7月13日	第31回 安曇野で 道祖神を語る集い	道祖神まつり実 行委員会 穂高神社宮司 小平 弘起	道祖神まつり実 行委員会	後援	市の紹介および昔 から続く民間信仰 を広く知つてもらう ため。	平成27年 7月13日	平成27年 8月29日(土) ~30日(日)	穂高神社(参集 殿および安曇野 市内)	道祖神信仰、民 間信仰を研究し、 多くの人に親しん でもらう。	○ ○ ○	○	○	取扱基準第4条 第2号により可 ※安曇野市共 催	
42	平成27年 7月17日	穂高美術協会展	穂高美術協会 西澤 洋	穂高美術協会	後援	安曇野地域の文化 活動に貢献したい ため。	平成27年 7月14日	平成27年 9月25日(金) ~29日(火)	穂山公園 研成ホール	多くの人に鑑賞し てもらい、関心を 寄せてもらう中 で、地域の振興を 図る。	○	-	-	取扱基準第4条 第2号により可	
46	平成27年 7月23日	安曇野市制施行 10周年記念 安曇野にジブリ の世界を作る会 世界をつくる会5周 年記念コンサート	安曇野にジブリ の世界を作る会 山口 わか子	安曇野にジブリ の世界を作る会 世界をつくる会5周 年記念コンサート	後援	子どもに人気のジ ブリアニメ楽曲で、 子どもたちの情操 教育み、文化面で の教育推進を図る ため。	平成27年 7月22日	平成27年 11月15日(日)	穂高会館	安曇野市制施行 10周年記念イベ ントとして、音楽イ ベント(コンサー ト、音楽会)を行 う。プロミユージ シャンを招致し て、地域文化の 向上を図る。	○ ○ ○	-	-	取扱基準第4条 第2号により可	
47	平成27年 8月6日	安曇野の自然と文 化を考える会 創 立20周年を飾る特 別企画展・発表会	安曇野の自然と 文化を考える会 実行委員長 平田 進彬	安曇野の自然 と文化を考える 会創立20周年 を飾る特別企 画展・発表会 実行委員長 平田 進彬	後援	安曇野を愛し、全 員相互の学習と文 化活動に励んでい る会です。20周年 を機に、更なるご支 援・ご指導をお願い します。また、多く の市民に広報した いため。	平成27年 8月6日	平成27年 10月9日(金) ~11日(日) 及び25日(日)	穂高交流学習セ ンター「みらい」	本会創立20周年 を記念して、7つ の課題を持別企 画とし、地域と密 着した学習と文化 振興の会場にし たい。	○ ○ ○	○	○	取扱基準第4条 第2号により可	

教育部文化課共催・後援台帳（平成27年度8月定例会 専決事項）

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
48	平成27年 8月7日	第8回 あつぶる ファミリーコンサー ト	松本マザーズ アンサンブル あつぶる 愛 横山	松本マザーズア ンサンブル あつぶる	後援	子育て中の方たち を中心私たちの 活動と演奏を知つ ていただきたいた め。	平成27年 8月4日	平成27年 12月6日(日)	松本市音楽文化 ホール(ザ・ハ モニーホール)	団員の練習の成 果を発表する場、 そして小さなお子 さん連れの二家 族でも気軽に聞 いて楽しんでもら いため。	○ ○	-	-	取扱基準第4条 第2号により可	

## 報告事項第5号

## 平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

&lt;学校教育課&gt;

学校教育係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
中学生海外ホームステイ交流派遣事業	<p>・参加生徒の決定 7月21日締切として、今年度の参加者募集を行い市内7中学校より45名の応募がありました。 8月7日・8日の両日で選考面接を実施し、14名の参加予定者を決定しました。 (内訳) 豊科南中学校 3名、豊科北中学校 1名 穂高東中学校 2名、穂高西中学校 3名 三郷中学校 3名、堀金中学校 1名 明科中学校 1名</p>	<p>・今後は、オリエンテーション3回、英会話レッスン6回を予定し、出発までの準備を進めます。</p> <p>○オリエンテーション 9月5日(土)、11月、3月</p> <p>○英会話レッスン 9月13日(日)、10月、11月、12月 1月、2月</p>
学校安全対策事業	<p>平成24年度の緊急合同点検実施以降、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」推進体制の構築、基本方針（通学路交通安全プログラム）の策定が、文部科学省、国土交通省、警察庁から指示されています。</p> <p>安曇野市としては、「安曇野市交通安全推進協議会」において取組みを実施する方向で、所管（市民生活部他）関係課と協議を進めます。</p> <p>(別添参考) 【通知】通学路の交通安全の確保の徹底について</p>	・規則改正を含めた詳細について、今後報告。
通学区域変更の周知	<p>穂高東中学校及び穂高西中学校の通学区域の一部を変更することについて、9月発行の広報あづみにより周知を行います。</p> <p>また、市校長会と協議のうえ、保護者への周知及び説明会の開催を予定しています。</p>	<p>・9月16日広報あづみの掲載 ・「安曇野市学校の通学区域に関する規則」について改正予定</p>

教育総務係・教育指導室

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
安曇野市広島平和記念式典参加事業 (事務局：総務部総務課庶務法規担当)	<p>広島平和式典に参加し、過去に起きた戦争の悲惨さを実際に見る機会を通じ、平和について学び、考え方行動するなど平和に対する意思の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>期日：8月5日(水)～6日(木)</p> <p>参加者：市内中学校7校の代表 計21名及び随行者5名 (随行者として校長1名、学校教育課から2名参加)</p>	<p>平和の集い 11月21日(土) 安曇野スイス村サンモリツ</p>

## 報告事項第5号

## 平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

&lt;生涯学習課&gt;

社会教育担当

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
市制施行10周年記念 1/2成人式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会講師選定 4月3日 植松 努（うえまつ つとむ）氏 ・株式会社植松電機 専務取締役 ・株式会社カムイスペースワークス 代表取締役 ・NPO法人北海道宇宙科学技術創成センター（HASTIC） 理事</li> <li>○代表小学校長との協議 4月21日 場所：豊科北小学校</li> <li>○安曇野市内小学校4年生学年主任打ち合わせ会議 6月30日 場所：会議室301 内容：各学校における取組、市歌斎唱の練習</li> <li>○記念品を式典及び児童の発表を収録したDVDに決定 入札 9月予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来賓案内通知</li> <li>・学校での取り組み取材</li> </ul> <p>10月21日 1/2成人式</p>
安曇野市公民館理念の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会7月定例会 7月23日 安曇野市公民館の理念の策定について</li> <li>○公民館運営審議会 7月31日 諮詢 安曇野市公民館の理念の策定について 協議 安曇野市公民館の経過と状況、課題 公民館長の意見</li> </ul>	<p>公民館運営審議会 8月27日、10月8日</p> <p>教育委員会定例会 10月</p>
公民館条例・規則改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策会議 5月13日 改正案趣旨承認</li> <li>○教育委員会5月26日</li> <li>○公民館運営審議会 5月27日</li> <li>○社会教育委員会 5月28日</li> <li>○市民説明会 合計127人</li> <li>○教育委員会7月定例会 7月23日</li> <li>○法規審査委員会 7月23日</li> <li>○市議会全員協議会 8月6日</li> <li>○教育委員会8月定例会 8月24日</li> </ul>	平成27年 安曇野市議会9月定例会 議案提出 8月31日

社会教育担当(青少年)

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月 20日 第1回運営委員会</li> <li>○5月 13日 長野県青少年補導センター理事会・研修会(上田市)</li> <li>○6月 11日 第2回運営委員会</li> <li>○7月 17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会(上田市)</li> <li>○8月 5日 街頭巡回(三郷、堀金、明科地域)</li> <li>○8月 12日 街頭巡回(豊科、穂高地域)</li> <li>○8月 19日 第3回運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月、3月 運営委員会</li> <li>12月、3月 街頭巡回</li> <li>10月 中信4市補導センター連絡会議</li> <li>11月 14日 長野県青少年健全育成県民大会(上田市)</li> </ul>
市制施行 10周年 記念 こども文化祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7月 27日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ(1回目)</li> <li>○8月 11日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ(2回目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月～8月 企画・運営方法検討</li> <li>8月末まで ポスターの製作</li> <li>9月～10月 出演・出品者の募集</li> <li>10月～11月 実行委員会の開催</li> <li>11月 28日 文化祭の開催</li> </ul> <p>場所:みらい(予定)</p>

スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額: 2,412千円		8月 29日 スポーツ推進委員研修会
スポーツ推進審議会 予算額: 137千円		8月 25日 第1回スポーツ推進審議会
各種競技会及び発表会出場者激励 金交付事業 予算額: 1,000千円	○7月末現在 申請件数: 26件 交付額: 300千円	
市民スポーツ祭 予算額: 1,500千円		6月 28日～12月 種目別競技会 17種目
スポーツ教室等 予算額: 7,319千円		<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマイルステップ教室(1期) 8月 26日～ 全10回 場所: 明科公民館</li> <li>○ウェーブリングストレッチ教室 9月 11日～ 全7回 場所: 穂高総合体育館</li> <li>○わんぱくGYM(ジム)教室 &lt;年長児のみ&gt; 9月 7日～ 全10回 場所: 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館</li> <li>○わんぱくGYM(ジム)教室 &lt;年中児のみ&gt; 9月 10日～ 前10回 場所: 穂高総合体育館</li> </ul>
安曇野市体育施設の管理及び運営 等に関する見直しについて	8月 6日 市議会全員協議会で説明	9月 条例等改正案議会へ上程

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
公式スポーツ施設整備計画	7月17日 市議会福祉教育委員会協議会で計画を説明 7月29日 都市計画課と打合せ 南部総合公園の拡張について	8月17日 安曇野市公式スポーツ施設整備計画(冊子) 製本作成 本計画 150冊/概要版 150冊 8月25日 市議会全員協議会で安曇野市公式 スポーツ施設整備計画を説明予定

### 社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	7月20日 トイレ棟整備工事設計終了 7月31日 トイレ下水道管渠工事設計終了	9月中旬 トイレ下水道管渠工事業者選定予定 9月中旬 トイレ棟整備工事業者選定予定
堀金総合体育館外壁改修工事	7月22日 外壁改修工事業者選定	8月下旬 外壁改修工事入札予定
穂高会館非常電源装置蓄電池交換整備工事	7月29日 非常電源装置蓄電池交換整備工事 入札	10月下旬 非常電源装置蓄電池交換整備工事 完了予定

### 市民プール管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
施設修繕工事	7月10日 プールサイド遮熱シート修繕工事竣工 7月10日 プール水清め式 7月11日 プール開き	9月6日 プール終了

## 報告事項第5号

## 平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

&lt;文化課&gt;

## 文化振興係

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価調査業務（市民アンケート）業者の決定 第一企画株式会社（長野市）が落札し、8月3日（月）付で委託契約締結（～28年1月31日）</li> <li>市民アンケートの内容検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月下旬市民アンケート発送</li> <li>団体向けアンケートの実施、府内ヒアリング等を経て、年度内に中間評価とりまとめ</li> </ul>
豊科近代美術館 テラス等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代美術館展示室等の漏水対策工事 設計業務 市瀬建築設計事務所（～8月28日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事内容の検討・調整</li> <li>業者選定・入札等を経て、10月中旬～12月中旬に工事実施予定</li> <li>美術館事業との調整</li> </ul>
第5回田淵行男賞写真作品公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会発足（安曇野市、安曇野市教育委員会、公益財団法人安曇野文化財団、田淵行男記念館）</li> <li>7月下旬から広報（ポスター、ちらし配布）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集受付：28年1月6日（火）～2月29日（月）</li> <li>審査：28年3月</li> </ul>
安曇野市美術館博物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミュージアムスタンプラリー 対象：市内小学生、期間：7月25日（土）～8月16日（日）</li> <li>ギャラリートークリー準備（ポスター、ちらしの印刷他）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回専門部会：9月2日（水）</li> <li>ギャラリートークリー：10月24日（土）～11月8日（日）</li> </ul>
安曇野高橋節郎記念美術館 「そば猪口アート公募展」	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募作品295点</li> <li>8月3日（月）・4日（火）に審査会を実施し、大賞以下116点を選定 大賞 田中若葉（石川県） 漆 準大賞 西野 希（岐阜県） 磁 優秀賞 美濃容子（東京都） ガラス 陳 明宗（台湾） 漆 特別賞 竹森公男（長野県） 漆 根本峻吾（茨城県） 磁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安曇野高橋節郎記念美術館展：10月17日（土）～11月15日（日）</li> <li>巡回展 愛知県瀬戸市新世紀工芸館：12月5日（土）～平成28年1月24日（日） 山形県白鷹町文化交流センター「あゆ一む」：平成28年2月～3月</li> </ul>

## 文化財保護係

## 文化財保護事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
文化財パトロール実施	・安曇野市文化財調査員へ市指定文化財を対象としたパトロールを依頼	・10月中にパトロール結果を取りまとめ、必要に応じ新年度予算へ反映
市制施行10周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書の締結（7月6日）</li> <li>あづみのフィルムアーカイブと8月6日委託契約締結</li> <li>「あづみのフィルムアーカイブはじまりの会」（8月11日）</li> <li>映像フィルムの募集（多数のフィルムを持っている方の情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月末までフィルムの募集を行なう。並行してテレシネ作業を行なう。</li> </ul>

	報提供とその所有者への協力を依頼)	
文化財関係説明板等の設置・改修・字句の訂正	・A-8号墳説明板設置、穂高神社関係説明板内解説文の改修、旧小穴家住宅・構えの墓屋敷跡標柱説明文訂正 ・地方自治法、市財務規則に則り業者発注	・10月末竣工予定

### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高神社境内遺跡 保護協議	・穂高支所建て替えに伴う穂高神社境内遺跡についての保護協議(8月18日)。 ・試掘調査の実施(8月20日～21日) ・今後の調査スケジュールについて協議(8月後半)	・試掘調査結果により、発掘調査実施となった場合、調査へ向けての事務処理を早めに進め、遅滞なく調査に入れるようする。
H28以降実施予定の公共事業等に係る埋蔵文化財等の保護について	・国、県、市等の関係部署へ、平成28年度以降の予定されている公共工事(土木工事)照会を実施し、報告を受ける。(提出期限8月末) ・上記の報告を受け、保護協議を随時実施。	・保護協議の実施。 ・必要に応じ新年度予算へ反映
SAKURAプロジェクトに伴う 桜の苗植樹(光城跡)	・試掘調査結果から、桜の苗木の植栽可能範囲を明記して、プロジェクト側へ報告。 ・植樹作業における重機搬入路について協議中。	継続審議

### 文化課博物館係

#### 郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
展覧会 1 安曇野市制施行10周年 記念企画展 「興味津々あづみのFOOD」	○開催概要 ・内容:安曇野の伝統食・郷土食を紹介する展覧会 会期:平成27年6月27日(土)～8月30日(日) 会場:豊科郷土博物館 2階展示室 共催:安曇野市商工会  ○関連イベント ・「伝統食を楽しむ～昭和30年代の盆料理～」 開催日:8月1日(土)午前10時～午後1時 会場:豊科保健センター 内容:昭和30年代のお盆の料理を再現する講座 講師:農村女性学習会 参加者:20名 講師:11名 ・「我が店の一押し」 開催日:8月9日(日)午後1時30分～3時 内容:展示協力店によるギャラリートーク ・「夏のお年玉」 開催日:8月13日(木) 内容:地域で販売されているお菓子等の振る舞い	
2 移動展「長野県の遺跡発掘2015」 協賛展 「金印・卑弥呼の時代のお宝 松本平におけるいのり・まつり」	○開催概要 ・内容:「長野県の遺跡発掘2015」 会期:平成27年9月19日(土)～10月18日(日) 会場:豊科郷土博物館 2階展示室 共催:長野県立歴史館	

刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆	○内容 ・市内のお祭りを取り扱う ・刊行は平成 27 年度	・執筆した原稿の内容の検証等に時間をかけて精度を上げる。
新市立博物館構想策定業務 2 第 9 回策定委員会の開催	○開催概要 ・8月 20 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：新本庁舎 共用会議室 301 構想書（案）について パブリックコメントの実施について	・会議資料の作成（事前送付） ・市ホームページに開催予定を掲載
3 パブリックコメントの実施	・9月 24 日（木）から 10 月 23 日（金）	・広報紙、市ホームページに掲載

### 郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み備　　考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用 1 外部ダクト等の修繕 (予算額：486 千円) 2 収蔵庫屋根改修工事 (予算額：1,620 千円)	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	・8月 1 日現在、8 月～11 月に 4 団体が使用予定

### 文化財資料センター事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み備　　考
文化財資料センターの修繕 1 外部ダクト等の修繕 (予算額：486 千円) 2 収蔵庫屋根改修工事 (予算額：1,620 千円)	○内容 ・1 階外壁に取り付けられているエアーシャワーや換気扇等を撤去し、収蔵室の外気遮断性を高める。 ・収蔵室の屋根を改修して天井の雨漏りを防ぐ。	・業者選定後、契約 ・9月初めころ入札

### 貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み備　　考
企画展示 2 第 8 回榆フォトクラブ写真展	・開催期間：8 月 1 日（土）～8 月 30 日（日） 「道」をテーマに会員 12 人が撮影した作品を展示 入館者数：83 人（8 月 15 日現在）	
講座 1 義民をたずねて⑯ 「慶応の木曾騒動 —公式記録とちょばくれ唄 でたどる—」	○開催概要 ・内容：昨年に続き、木曾で起きた騒動を取り上げる 今年は慶応年間に起きた騒動について現地講師の講義を聴き、騒動勢の経路をたどる 日程：9 月 17 日（木） 時間：午前 9 時～午後 5 時（予定） 講師：太田秀保さん（塩尻市文化財保護審議委員） 人数：20 人（抽選）	・広報あづみの 212 号で受講者募集 ・資料作成
ホームページのあり方を検討	○現況 ・あづみ野 TV のホームページサーバーを利用し、更新はあづみ野 TV に依頼している（今年度の企画展の予定を更新済み）	・現行のあづみ野 TV のサーバー上のホームページは当分の間維持する ・市公式ホームページのリニ

	<ul style="list-style-type: none"><li>・豊科郷土博物館を中心とした博物館のホームページに貞享 義民記念館の概要等も掲載、お知らせ欄も活用</li></ul>	<p>ユーチュアルに伴いサブサイト として検討する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・博物館のホームページ内の 部分を必要に応じて更新す る</li></ul>
--	---	--

**報告事項第5号 平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）<図書館交流課>**

図書館交流担当

**交流学習センター(施設)事業**

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高交流学習センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市制施行10周年記念 「アンサンブル藝術コンサート～安曇野に響く弦の調べ～」</li> <li>・期日：8月29日(土) 18:00～</li> <li>・入場料 1,000円</li> <li>・会場：穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール</li> </ul>	
豊科交流学習センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化ゾーン西側フェンス設置工事</li> <li>・既存フェンスの撤去L72m、支障木撤去一式、フェンス新設L72m</li> <li>・8月19日入札(簡易型一般競争入札)</li> <li>・工期予定：契約日から10月26日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開館5周年事業 「くぼたまさとの工作ショー」</li> <li>・期日：10月17日(土) 10:30～、13:30～</li> <li>・参加費 500円(1作品につき)</li> <li>・会場：豊科交流学習センター 「きぼう」多目的交流ホール</li> </ul>
明科子どもと大人の交流学習施設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「アンサンブル藝術出前コンサート」</li> <li>・期日：8月27日(土) 13:30～</li> <li>・入場無料(申込不用)</li> <li>・会場：明科子どもと大人の交流学習施設ハーモニーホール</li> </ul>	
交流学習センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流学習センター運営委員会</li> <li>・7月28日に今年度第2回目の会議を開催し、任期2年の委嘱書を交付。</li> <li>5地域の図書館を核とした複合施設の整備が、平成29年度中に完了する予定です。これら施設のより効率的で高度なサービスの提供を向け、委員の皆様から、市民の目線から多くのご意見をお出しいただき、議論を深め、さらに多くの市民に愛される施設を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月2日(金)に先進地視察(東京・山梨)を予定</li> </ul>

**図書館事業**

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
図書館フェスタ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市制施行10周年記念 第7回図書館フェスタ</li> <li>・期間：平成27年9月12日(土)～13日(日)</li> <li>・会場：穂高交流学習センター</li> <li>・内容：武田美穂講演会、安曇野吹奏楽団コンサート、ワークショップ、ビブリオバトル、あづみーずの中央図書館長代行、図書リサイクルコーナーなど</li> </ul>